

通訳案内士法改正に伴う関西広域連合規約の改正について

平成29年7月9日

広域観光・文化・スポーツ振興局

<主な法改正内容>

○業務独占規制の廃止

→通訳案内士の資格を有しない者でも有償でガイドを行うことが可能となる。

○全国通訳案内士に対する定期研修受講の義務付け

→研修機関による実務・知識等の研修の受講義務付け。資格更新制の導入。

○地域通訳案内士制度の創設

→自治体（市町村又は都道府県（広域連合を含む。））の計画策定・研修による資格取得が可能となる。

※外国人の旅行容易化法に規定する地域限定通訳案内士等は廃止され、同制度に統合

<関西広域連合規約改正（案）>

- ・「全国通訳案内士」への名称変更及び法改正による条ずれを改正
- ・関西広域連合と（一財）関西観光本部の連携により、連合の全区域を対象とする「関西」の地域通訳案内士の創設を検討することとし、地域通訳案内士の登録等に関する事務を規定
- ・地域限定通訳案内士制度の廃止に伴う規定の削除

<規約改正に向けた今後のスケジュール（予定）>

- 8月3日 連合委員会（規約変更案決定）
- 9月 各構成府縣市宛てに規約変更議決依頼
- 12月 各構成府縣市議会での議決
- 1月 総務省へ規約変更の申請

現行制度

通訳案内士(通訳案内士法)

地域限定通訳案内士

(外国人の旅行容易化法)

○主体:都道府県

○指定区域:都道府県区域

○試験による資格付与

○北海道・岩手県・栃木県・静岡県・
長崎県・沖縄県が導入

※現在実施しているのは沖縄県のみ

特例通訳案内士

○主体:地方公共団体

○指定区域:特例適用区域

○研修による資格付与

構造改革特別区域法(11地域)

総合特別区域法(5地域)

中心市街地活性化法(1地域)

各地域特別措置法(3地域)

改正法施行後

全国通訳案内士(通訳案内士法)

○定期的な研修受講の義務付け

地域通訳案内士(通訳案内士法)

○主体:市町村又は都道府県(共同
して主体となることも可能)

○指定区域:育成計画において定
めた区域

○研修による資格付与

※1 法改正により、通訳案内士に
関する根拠法令が通訳案内
士法に一元化される。

※2 現行の地域限定通訳案内士
制度・特例通訳案内士制度は
廃止され、既資格取得者は地
域通訳案内士の資格取得者と
みなされる。

(施行日:公布日(6月2日)から9ヵ月以内)